

平成 21 年度第 5 回税制調査会

日 時：平成 21 年 10 月 29 日（木）17 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○渡辺総務副大臣

それでは、皆様お疲れ様でございます。ただいまから第 5 回「税制調査会」を開催いたします。本日は、地方団体との意見交換、総理からの諮問事項全般についての有識者ヒアリングをテーマに行わせていただきます。

それでは、まず、原口税制調査会会長代行からごあいさつをいただきます。お願いします。

○原口総務大臣

皆さん、こんにちは。総務大臣で、この税制調査会の会長代行を務めております原口一博でございます。今日は第 5 回の税制調査会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

石井知事さん、森会長さん、汐見副会長さん、本当に今日はお忙しい中ありがとうございます。また、有識者からのヒアリングもこの後予定をさせていただいていますが、私たち鳩山新政権においては、中央と地方、イコールのパートナーだということで地域主権改革、国と地方の協議の場を定め、また、この税調についても今までのやり方とは違い、総務省と財務省、まさにイコールの立場で、私は副会長ではなくて会長代行という形になっております。

また、本日このような機会を設けることができたのは、今、申し上げたような、まさに地域主権改革、地域が強いられた乗客の悲劇と申しますか、自らの税を自らで決めることができない、あるいは予見可能性が必ずしも十分にわからない、そういう中で国と地方の関係を変え、それはやはり税そのものを変えるということに結論づけられると思います。

地方経済は疲弊をし、三位一体改革によって財政力が弱ければ弱いほど、その地域が厳しくなっています。私たちは今、一括交付金化ということをやろうということを考えておりますが、これもまさに地域のことは地域で決める、地域主権改革の第一歩でございます。

私は税制調査会の会長代行として地方税を所管する立場から、皆様のお声をしっかりと踏まえながら、地方税を含めた地方の自主財源の充実・拡充に努める所存でございます。

最後に、交付税改革についても提言をしています。来年度予算の概算要求の中にも入れていますが、地方債の発行も、結果、国に許可を得なくてはいけないというような状況がいつまで続くのか。御案内のとおり地方債は建設にしか使えない。となると、私たちの政権はコンクリートから人へ、命を大切にす政治ということをやろう

首相始め言っていますが、結果としてはコンクリートを積み上げることになってしま
うのではないか。そういう観点からもしっかりと地方の自主財源を確保するという意
味でも、しっかりと頑張ったいというふうに思います。

本日お越しいただいた皆様には、地域主権改革を実りあるものにしていただくとと
もに、この場で忌憚のない御意見をちょうだいできればというふうに思います。

3名の皆様を始め、多くの地方主権を、改革を前に進めようという同志の皆さんのま
すますの御活躍と御発展を祈念申し上げまして、冒頭、お礼のあいさつに代えたいと
思います。

本当に今日はお忙しい中ありがとうございました。(拍手)

○渡辺総務副大臣

ありがとうございました。

それでは、地方団体との意見交換に移らせていただきます。

本日は、お忙しい中を全国知事会地方税制小委員会委員長の石井富山県知事さん、
そして全国市長会会長の森新潟県長岡市長さん、そして全国町村会副会長の汐見京都
府井手町長さんにお越しをいただいております。お忙しいところ誠にありがとうございます。

お三方から10分ずつ、順番にお話をいただきまして、その後、残された時間で自由討
議を行いたいと思います。

それでは、石井富山県知事さんからお願いいたします。

(報道関係者退室)

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

全国知事会の税制小委員長をいたしております富山県知事の石井でございます。
今日は原口総務大臣、峰崎財務副大臣始め、そうそうたる皆さんで構成されておしま
す政府税制調査会の場で、私ども地方団体と意見交換の場を設けていただきまして本当
に感謝しています。また、ただいまは原口総務大臣から新内閣の方針であります地域
主権等について、本当に高い見地からのお話がありました。私どもも地方の立場から
いろいろお願いし、また提案もさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

それでは、10分ということでございますので、本日は全国知事会としてまとめた資
料が2つありまして、1つは縦長の「平成22年度税制改正等に対する提案」というも
のがありますが、これは実務的な面も含めてかなり多岐にわたっていますので、横長
の説明資料というものでポイントを説明させていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、今、地方財政は大変危機的な財源不足でありまして、
これは市町村も含めた数字ですけれども、普通に計算しますと21年度の財源不足額が
7.5兆円です。これは臨時財政特例債とか退職手当債、行政改革債、こういったものと
既存の基金の取り崩しをして穴埋めをしておるわけでありまして。

これは前政権の時代、今年6月に発表されました内閣府の試算で、横ばい継続シナリオというものでいきますと、あと3年、平成24年になりますと、この財源不足が13.1兆円になりまして、一方で、臨時財政対策債とか退職手当債といったような特例債を出したり、あるいは基金の取り崩しをいたしましても、県も市町村も破綻してしまうという計算になるわけございまして、この計算だと特に県の方は22年度に破綻してしまうという計算になります。

右側を見ていただきますと、棒グラフで財源不足額の推移が書かれております。また、これはケース2で内閣府の順調回復シナリオでも大同小異で大変厳しい結果でございます。

右側を見ていただきますと、基金残高が21年は4.6兆円あるんですけれども、あと2～3年で底をついて穴が開くということになっております。

なお、これは6月の試算ですけれども、その後の主な変動要素として、今日もテーマになりますが、暫定税率の廃止ということになりますと約8,100億円のマイナス。直轄事業負担金の維持管理費について廃止がありましても、約1,700億円のプラスですから、差し引き6,400億円ほどの財源不足が更に増えるということでありまして。

1枚おめくりいただきますと、こういうふうになりましたのは、1つ、御承知のように平成16年～18年にかけての三位一体改革の結果でございまして、お陰様で税源移譲は3兆円あったんですけれども、国庫補助金は4.1兆円、また、地方交付税が5.1兆円削減されたということで、トータル約6兆円の削減。特に税源はどうしても大都市に集中しますので、税源の乏しい地方ほど厳しいということになっております。

そこで、20年度には地方再生対策ということで、東京などに税が少し集まっているということから暫定措置として4,000億円とか、あるいは21年度も交付税の特例加算、別枠加算含め、暫定措置で、そのうち5,000億円やっていただきましたが、まだまだ地方の財源不足は大きいものがあるわけでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、三位一体改革が18年度に終わったんですけれども、この18年度以降も「骨太の方針2006」に基づきまして、地方の福祉・医療とか、こういう単独施策のところを非常に削減されてしまったということも大きくなっております。

今、中央政府では国の社会保障制度、今までは自然増からマイナス2,200億円を引くということで、このマイナス2,200億円を引くことはやめようというふうにされていたと思うんですけれども、地方はこの平成18年度以降、最近まで、この自然増すら認められておりませんで、一切合財、合わせて2006年度と同程度の水準に抑えるというふうになっておりますので、国が平成18年度を100としますと、21年度2,200億円を引いても114.5まで歳出が増えているのに対して、地方は21年度98.2ということで非常に大きなギャップがありまして、もし、地方の単独のこうした医療とか福祉の経費が補助事業並みに認めていただいていたとすると、2.3兆円ぐらい交付税等が増えて

いたはずだということでもあります。

21年度、前政権時代に1兆円加算、うち5,000億円は暫定措置ですけれどもやっていたんです、まだこのギャップの半分にも届いていないということでありまして、そこで地方はどうしようもないものですから、一般職員、幹部職員、知事、副知事は勿論ですけれども、給与の削減をいたしましたり、また職員の定数削減をしたりというふうにして対応をまいりました。

もう一枚おめくりいただきますと、自動車関係の税率と税収でございますが、御承知のとおり、今回、暫定税率の廃止がございますと、全体で2.4兆円ほどの減収、そのうち地方は8,100億円の減収となっております。

もう一枚おめくりいただきますと、この暫定税率の廃止で地方の歳入は8,100億円の減収なんですけれども、一時期、これは直轄事業負担金の建設費分で相殺すればいいではないかという議論がありました、実際にはこの概算要求で廃止ということにはなっておらないわけでございます。

また、仮に直轄事業負担金建設費分が廃止されたとしても、市町村は基本的に直轄事業負担金を確立していないとか、直轄事業負担金の大半は地方債が充当されていまして、一般財源は1,600億円しか今は立っていませんので、結局、全然計算が合わないということがおわかりいただけるかと思えます。

そこで、どうしても暫定税率の廃止ということであれば、是非、地方の財政運営に支障が生じないように明確な財務措置をお願いしたいと思えます。

もう一枚おめくりいただきますと、そのための提案といたしまして、私どもは仮称ですけれども地方環境税というものを提案させていただいております。

これは3つの観点から打ち出しております、1つは新政権でうたっておられます地方の自主財源の確保ということでございます。三党連立政権合意でも、地方が自由に使えるお金を増やして、自治体が地域のニーズに適切に対応できるようにするのですとか、また民主党のマニフェストでも地域主権の確立、自主財源を大幅に増やすと書いていただいております。

2つ目は、地球温暖化対策の推進との整合性がとれた税制ということでありまして、2020年度までに温室効果ガス25%削減ということでありますから、そうなれば税制もそういったことを念頭に置いたものにすべきではないかと思えます。現に、税制調査会でもそういう諮問があったと伺っております。

もう一点は、一番下を見ていただきますと、温室効果ガス削減のインセンティブを考えますと、なるべく環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的ではないか。そうすると地方税としての課税がいいのではないかというような3つの要素から、地方環境税というものを提案させていただいております。ガソリンや軽油といった化石燃料に対して、石炭含有量に応じて課税をします。

もう一枚おめくりいただきますと、その骨子が7ページにありまして、課税主体は

都道府県で今、申し上げましたように消費段階での課税をさせていただきます。

また、課税客体は、今の軽油引取税と同じように、元売業者または特約業者からの引き取りであります。

なお、地球温暖化対策税の議論と合わせて、将来、例えば重油とか石炭、あるいは天然ガスとかいったものにも課税すべきではないかという議論になりますれば、地方税として、以前には電気ガス税といったものも課税しておりましたことも御承知かと思いますが、地方環境税としても課税客体の拡大ということも検討しなくてはならないのではないかと考えております。

一方、納税義務者とか課税標準等も挙がっておりますが、税率のところを見ていただきますと、揮発油税等に含まれる炭素量に応じた税率ということで、そうしますと揮発油 1 に対して軽油が 1.13 となります。税込規模を 8,100 億円としますと、リッター当たり揮発油の方が 9.3 円、軽油がリッター当たり 10.5 円となります。

こう見ていただきますと、暫定税率を廃止しますと、こうした新しい地方環境税を導入したとしても、本則税率プラス地方環境税の負担は揮発油関係で 38 円、軽油関係で 25.5 円となりますので、それぞれ現行の税負担よりは低いということで国民の理解も得られやすいのではなかろうかと考えます。

なお、欧米でも、特にヨーロッパの地球温暖化税等については皆、普通税になっていきますので、是非、普通税でお願いしたいと思っております。

また、自動車重量税等は市町村の税込でございまして、そうした分については都道府県から市町村に税交付金という形で交付させていただきたいと思っております。

勿論、そのほか現行の軽油等の免税制度の取扱いなど、いろいろなことがあります。これは暫定措置として最初の取っかかりですので、きちっと骨格を固めて、そして細部は今後、詰めていくということによろしいかと思っております。

8、9 ページは御承知のとおり、ガソリンとか軽油に対する税負担は、日本はヨーロッパ等に比べてまだまだ高いとは言えないということの表でございまして。

次にある 10 ページをごらんいただきますと、軽油引取税の都道府県別人口 1 当たりの税込の指数なんですけれども、これは軽油引取税は現行でも、地方税はどうしても大都市に集中しがちなんですが、こういう軽油引取税については大都市にむしろ少なく、地方の方に多い貴重な税目でありまして、分権の観点からもこうした税目は是非、地方環境税という形ででも残していただきたい、充実していきたいということでございまして。

次の 11 ページをごらんいただきますと、揮発油の流通経路と揮発油課税とありますが、現在の揮発油税につきましては、製油所から元売に行くときの移出に対して課税をしているわけですので、まだ実際には大都市等に偏在する税になると思っております。これを今の軽油引取税と同じように、ガソリンスタンドなどにかけるとしますと、割に大都市ではなくて、地方に税込が確保できる税になります。

また、消費段階に近いところで課税をしますので、地球温暖化対策という意味で実効性が上がるのではないかと見ております。

次に 12 ページをごらんいただきたいと思います。これは全然別の話になりますが、新政権では消費税については今後 4 年間上げないと、ただし、議論はしようということになってらっしゃると聞いております。特に地方消費税は御承知のとおりいろいろな税の中では偏在度が少ない、安定した税収が確保できます。

それから、消費税については御承知のとおり国の消費税が 4 %、地方消費税が 1 %でございますが、もう一つ、消費税 4 %に対して地方交付税分がありまして、両方を足すと 2.18%になる。今後、消費税の拡充について議論される際には是非、地方のこともお忘れなくということでございます。

13 ページをごらんいただきますと、将来、消費税を引き上げなくてはならないのではないかという議論のときにどうしても国政の場で議論されることが多いので、国の社会保障制度の方の税制負担が念頭にある議論が多いと思うんですけれども、この表は厚生労働省と総務省が共同でつくって、前の経済財政諮問会議等に出した数字ですので、政府としてオーソライズされた数字だと思いますが、御承知のとおりで介護とか福祉・医療・年金、国庫負担も大きいんですけれども、地方の負担、医療とか介護、福祉等々についてやはり多いわけで、大体、今後を見ますと、この必要なものは国・地方、大体 3 対 2 だというバランスになっております。

そこで、今後、消費税の拡充を考えられるときには是非、こうした点から地方消費税についても、その充実・拡充を念頭に置いた議論をお願いしたいと思っております。次のページをお願いしたいと思います。22 年度の地方交付税の概算要求については三党連立政権合意、民主党のマニフェスト等で地域主権、地方の自主財源の大幅増ということをお願いいただいているわけですが、今回交付税率を引き上げて、交付税総額に対して 1 兆円以上増額するというふうに示しておられて、かつ、交付税率も 43.9%という打ち出しをしていただいておりますことを大変、私どもは高く評価しております。是非、本当に実現していただきたいなと思っております。

特に復元額が約 1.1 兆円というのは三位一体改革で随分、交付税を減らされておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

最後に、15 ページでございますが、政府税制調査会で今日こうして意見を言わせていただいておりますけれども、かねてから三党の連立政権樹立にあたっては地方の声を聞くと。また、民主党のマニフェストでも、国・地方の協議の場を法律に基づいて設置するというほかに、地方税については地方六団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が地方と対等の立場で協議を行いますというふうなことで書いていただいております。

今日もこうして意見を聞いていただいておりますのでございますが、是非、そうした場をしっかりと位置づけしていただいて、地方税制について地方が参画する仕組みを明確に

創設していただければありがたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○渡辺総務副大臣

ありがとうございます。では、続けてどうぞ。

○森全国市長会会長

全国市長会会長長岡市長の森と申します。今日は原口総務大臣を始め大勢のお歴々の方々の前で発言することを大変喜んでおります。

全国市長会では、平成 22 年度都市税制改正に関する意見ということで文書になっているものをお渡ししておりますが、知事会のように表などは用意しておりません。知事会の表もちょっと利用させていただきながらお話をさせていただきます。

まず、全国市長会は新政権発足以来、緊急 4 項目のお願いをさせていただいて、おおむね例えば公立高校の授業料無償化の配布の仕方でありまして、国と地方の協議の場の設置、また補正予算の凍結ではあまり地方に影響がないようにしてほしい。また子ども手当について全額負担でお願いしたいという 4 項目を緊急提案させていただいて、現段階では非常によく話を聞いていただいているという印象がございます。

何よりも、マニフェストで基礎自治体という言葉を使っていることに、大変市長会としては感謝申し上げます。今後とも、現場、一番近い基礎自治体の重視ということを是非貫いていただきたいということを改めてお願い申し上げたいと思います。

本日のことで、知事会と重複いたしますが、やはり一番大切なことは自主財源の充実でございます。地方が担う事務と責任に見合った税源配分にするということで、先ほどの知事会の資料でもございました地方消費税の充実ということが不可欠ではないか。私は、全国市長会は知事会と違って、消費税そのものを上げてほしいという要望はまだ出しておりませんが、地方消費税については偏在性の少ない財源でありますので是非充実してほしいということを申し上げておりました。マニフェストでは上げないことになっておりますが、地方と国の比率を変えていただければ一番いいわけでありまして、これは乱暴な御意見でございますから、そうは申し上げませんが、そういうことを申し上げております。

また、先ほど申し上げました子ども手当につきましては、実は児童手当で地方負担があるのではないかというような御意見とかいろいろいただいているのでありますが、給付型の子ども手当のような制度というのは地方が工夫する余地が全くない、国からトンネルのようなものでありまして、やはりサービスを伴うような、保育所の建設でありますとか、子育て支援施設でありますとか、子育て支援員でありますとか、そういうむしろ地方の頭脳を使っていただくようなサービス給付であればわかりますが、給付型の施策についてはやはり全額国庫でお願いしたい。

特に、先ほど申し上げました緊急 4 項目ではいろいろ御意見を聞いていただいている

という印象がありまして、今後、むしろ前向きな提案を私どもはしていきたいと思っております。私は子ども手当については試金石だと思っておりますので、是非その点を御配慮いただきたいと、このようにお願いしたいと思っております。

それから、自動車関係諸税の暫定税率につきましては、私どもは廃止するなという言い方ではなくて、廃止を決定するのであれば明確な代替財源を示していただきたいと申し上げております。

先ほど知事会で環境税について触れられましたが、私どもの意見の6ページの一番上にも環境関連税制の導入ということの特に触れておりまして、積極的に導入しようとは申し上げておりませんが、この辺については知事会とは軌を一にしているつもりでございます。

このような検討の中で、全体の税体制の在り方がどうかというようなことでお示しいただけるのであれば、またこれは私どもとしても十分考えていかなければならないと考えているわけでございます。是非環境税の検討をされる中で、地方税としても検討していただきたいということです。

それから、先ほど石井知事にわざわざ言っていただきましたが、直轄負担金の廃止については市町村は基本的に関係ございませんので、その点は是非お忘れなきようお願いをいたします。

それから、地方交付税につきましては1兆1,000億の要求になって、試算いただいていることには、私どもは非常に高く評価をしております、非常に心強く思っております。先ほど知事会の方から地方財政の状況について御説明がございましたように、大変な状況もございますので、是非とも地域経済を支える地方交付税の復元、増額について御配慮いただきたいと思っております。私はそのことで地方を元気にすることが日本を元気にすることにつながると確信をしている次第でございます。

また、引き続き過疎地域への企業の進出を促進するために税制等の優遇措置の拡充と対象業種の範囲拡大といったことをお願いをしております。また、合併の障害除去のために必要な地方税の不均一課税や課税免除などの特例措置を現行法と同様に設けられるようお願いもしているところでございます。

今、駆け足で申し上げましたけれども、私どもとしては国と地方が対立する関係というよりも、むしろ一つの政策について協働して行っていくような、そういう前向きな関係を持ちたいと思っております。それは申し上げるときはいろいろ申し上げるべきことは多々あるかと思っておりますけれども、そういう関係を築いていくためにも何とぞ新政権になって、今後いろいろ大きな変化があるかもしれないという期待を持っている市長も多いわけですので、その第一歩を、是非信頼関係を築いていただきたいということを再度お願い申し上げまして、私の発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○渡辺総務副大臣

ありがとうございました。それでは、汐見町長さんお願いします。

○汐見全国町村会副会長

全国町村会で副会長をしております京都府井手町長の汐見でございます。今日はこのような発言の機会を与えていただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。時間も限られておりますので、本題に入らせていただきます。

私の町のことで恐縮ではありますが、平成 20 年度の私の町の町税収入は 10 億円余りということで、歳入に占める割合は全国の町村平均とほぼ同じ 3 割程度ということになっております。まさに 3 割自治ということでございます。

私はこのように税源に乏しい町村にとりましても、地方税はそこに暮らす住民が応分の負担をし、公共サービスの提供を支えるという地方自治の基礎をなす重要なものであると考えております。

また、新政権の地域主権を確立するためにも地方交付税とともに地方税の充実確保による地域の財政基盤の強化が不可欠であると思っております。このような観点から、お手元の資料 1、全国町村会の税制改正に関する意見に沿って 7 点意見を述べさせていただきます。

まず、初めに地方税制の在り方の見直し、税制改正は財政規模が小さく財政余力のない町村により大きな影響が生じる恐れがありますので、私ども町村長及び町村議会議長を含め、国、地方が対等の立場で協議する仕組みを早急に構築をし、地方の声を十分踏まえ反映するようにしていただきたいと思っております。

2 点目は、意見書 1 ページの下から 2 番目のエについてであります。地方消費税は地方の固有財源であり、消費税も地方交付税の原資となっておりますので、地方消費税を含めた消費税の全額を年金等の社会保障財源に充てることは地方の一般財源を一方的に奪うものであり、地方分権の流れにも逆行することになると考えております。

3 点目は、意見書 2 ページの上から 3 つ目にあります固定資産税についてであります。固定資産税は私の町では約 4 億 3,000 万円で全税収の 42% を占めておりまして、住民税とともに基幹的な税となっております。また、景気に左右されにくい財源ということで安定した財源でもあります。したがって、固定資産税につきましては非課税等特別措置の徹底した見直しも含め、今後とも安定的に確保できるものにしていただきたいと思っております。

4 点目は、その下のたばこ税についてであります。市町村たばこ税は私の町では約 4,000 万円で、町財政にとって貴重な財源となっております。たばこ税の課税方法、税率を見直す際には喫煙率低下に伴う減収影響を慎重に見極め、少なくとも現行の税収総額を確保できるよう措置していただきたいと思っております。

5 点目は、2 ページの一番下にあります自動車関連諸税についてであります。暫定税率が廃止されれば、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び自動車取得税交付金が減収となります。ちなみに、京都府内には 11 の町村がありますが、1 町村を平均し

ますと約4,000万円の減収となり、財政運営にも大きな支障が生じることとなります。これら譲与税等については、これまで以上の配分額を確保するなど個別町村の減収に対する明確な代替財源を示していただきたいと思っております。それができないのであれば、暫定税率廃止には反対せざるを得ないと思っております。

特に、町村が心配しておりますのが、民主党が昨年2月に国会に提出されました法律案であります。これによりますと、直轄事業負担金廃止により地方の減収を補てんとされておりますが、直轄事業負担金の廃止による負担軽減の大半は、先ほどもありましたように都道府県や政令市であり、町村の減収分に対する直接の補てんにはならないと考えております。

また、事業負担金は実際の事業箇所や年度によって大幅に金額が変動しますし、大半は地方債が充当されておりますので、ここから一般財源を生み出すことは困難だと思っております。

更に市町村の財政や道路整備への影響を都道府県の適切な配慮で対応するとの規定もありますが、都道府県の配慮で担保することは町村自らの財源措置を放棄するもので、基礎自治体重視の理念と整合的ではないと思っております。都道府県の配慮を幾ら法律に書いたとしても、財源確保のための制度的な担保措置とはならないものであると考えております。

6点目は、3ページ一番上にあります環境税制についてであります。鳩山総理は2020年度までに25%という温室効果ガスの削減目標を表明されました。この目標を実現するためには森林の持つ温暖化防止の機能がより大きな役割を果たすことになるものと考えております。山村地域の市町村が将来にわたり健全な森林を整備していくために、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として全国森林環境税の創設による国民的支援の仕組みの構築及び地球温暖化対策税を導入する場合における二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進するための市町村に対する新たな税財源制度の創設が不可欠であります。

勿論、環境税制につきましては都道府県レベルで地方税として創設するのも一つの手段であると考えますが、この全国森林環境税の創設は全国町村会、全国町村議会議長会としての意見にとどまらず、もう一つ資料2としてお手元に意見書をお配りしておりますが、575の市町村で組織する全国森林環境税創設促進連盟及び市町村議会で組織する議員連盟が長年にわたり実現に向け活動してきた悲願であり、小沢環境大臣にも既に提言をさせていただいております。

最後に、子ども手当は事務費を含め全額国庫負担とすべきであること、また、住民税の扶養控除の廃止とは全く別の問題でありますので、関連づけて議論することは強く反対をさせていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

○渡辺総務副大臣

ありがとうございました。残り 20 分ほどでございますけれども、皆様方の方から質問がございましたら、どうぞ、お名前を示して質問をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○武正外務副大臣

今日はどうもありがとうございます。税ということと、当然その背景には地方財政の厳しい状況というお話が先ほどから伺っております。外務副大臣の武正です。また、その中で当然財政というものがあってのこうした税収を更に増やさなければならぬというお話が背景にあらうかと思うので、ちょっと 2 点ほどお伺いしたいんですが、知事会さんをお願いをできればと思うのですが、今年 5 月でしょうか、国会に民主党は公会計関連 3 法案ということで国の財政状況、財務諸表を一般会計、特別会計、連結などで速やかに提出するような、そんな法案を提出しております。例えばたしか東京都さんなどがそうした財務諸表、台所状況をわかりやすくするような試みをやっているというのは聞いているんですが、やはり財政状況が厳しいというのをわかりやすく示していくような取組みというものを知事会としてどうお考えなのか。これがまず 1 点。

同じく地方債の方も、たしか合計で 200 兆円ということも伺っておりますが、この間、ASEAN+3 の方では、東アジアでそういった債権市場を流通させようじゃないかという、ABMI という考え方も更に収入を図るということになっております。いわゆる地方債をアジアで流通させるような、そんな試みというのが、どちらかというと、これまでロンドンとかそういうようなところから聞こえたんですけども、何かそのようなお考えがあるのかどうか。税に加えて財政ということで 2 点伺わせていただきたいと思っております。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

今、2 点御質問をいただきましたが、まず公会計です。国もそういうふうと言われることがあると思うんですが、どうしても官庁会計はどんぶり会計でわかりにくい。だから、なるべくわかりやすくしろということはおかねての議論にありまして、この点は全国知事会としても問題意識を持っております。

ひところ、前の政権の時代になりますが、総務省の方で全国知事会からもお話をし、研究会をつくって、例えば今度地方財政健全化法というものができる前の段階で、財政の健全化ということは何か指標がないといかぬということで、一応ある程度のもは整理したと思うんですが、なおかつ、もっとわかりやすくということは勿論必要だと思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

実際にどうしているかということ、例えば私の県の富山県でいいますと、私が 5 年前に知事に就任したときに、普通に計算すると財源不足は 400 億だということが総点検でわかりましたので、国の会計より地方の会計は割にわかりやすいものですから、県内各地でタウンミーティングをやりまして、こういう計算でこういうことだから 400

億の財源不足だ。これを何とか数年間で解消したい。ついてはこういう行革をやるという説明をしてまいりました。ですから、職員を5年間で10%減らすとか、私の給料も含めて多い人は18%、少ない人でも5%減らすとか、こういうことを打ち出しまして、そのかわり県民の皆さん、県からのいろんな補助金も我慢してくださいと行って1割ぐらい減らすとか、そんなことをやって、今、何とか財政健全化に努力しております。やり方はいろいろだと思いますが、今後も努力していきます。

それから、2つ目の地方債の調達の問題ですけれども、おっしゃるとおり、これまでは東京都さんとか神戸市さん、大阪市、大阪府などは大体ロンドンかあるいはひどくところスイスで発行して売ることが多かったんですが、今後は勿論おっしゃるように新しいマーケットという意味で東アジアも考えられるのではないかと思います。今の段階では、私どもはまだそこまで考えておりません。

というのは、1つ多くの地方は市場公募債のようなものでなくても、今、縁故債である程度地方の金融機関は引き受けてくれているわけです。御承知かと思いますが、縁故債と公募債でやりますと、公募債の方が発行手数料などを入れますと、どうしても利回りが高くなるものですから、幸い地方は今かなり赤字財政とはいえ一定の信用度がある。

もう一つは、やはり今の経済社会情勢ですと、金融機関がある程度安心して貸し付けられる相手というところ、地方であればあるほど優良貸付先というのはなかなか難しいので、まだ今の時点では、多分長岡市さんなどもそうではないかと思いますが、よほどだめな知事や市長の場合は違うかもしれませんが、県や市町村は一定の信用度がありますから、何とか縁故債がいつている。しかし、東京都さんやもっと大きな都市だと、おっしゃるように外債ということも有効だと思いますので、今後の方向としては当然議論の対象になると思います。

以上です。

○武正外務副大臣

ありがとうございました。

○渡辺総務副大臣

どうぞ。

○峰崎財務副大臣

何点かあるんですけれども、先ほど来消費税を地方にという話がございました。特に森全国市長会の会長さんから国と地方の配分をとおっしゃっていただきました。私が地方の税を見ていて、率直に申し上げて、法人事業税というのが景気の変動で非常に大きく動きます。これは都道府県中心の税だと思いますが、そういう意味で国際比較をしてみますと、日本の場合、地方の法人税の比率が非常に高いんです。ですから、我々はよく国際比較をして、国は30%の法人税率にしているんですが、地方の法人税の比率がその前にカウントされますので、実効税率的にはそれが上乗せされてい

くことになって、その場合にいわゆる税源交換といいますか、地方のそういう不安定な財源というのはやはり地方税には向かないのではないかと。多少外形標準課税その他が入ったりしていますが、もしそうなってきたときに例えば法人事業税と消費税を交換するとか、そういう考え方は持たれるのかどうかというのが1点目です。

2点目は先ほど質問の中でありました地方債なんですが、先ほど知事さんあるいは市長さんの信頼というのが非常に大きいんだとおっしゃっていたんですが、私もそうではなくて、国が最終的に地方財政計画で地方自治体の財政は保証している。足りなくなったら交付税などを出す。この構造があるから、実は地方債というのが保証されているのではないかと。

そこで、私は先日もあるところに寄稿させてもらったんですが、今、地方債を銀行が保有したときのB I S規制は0なんです。地方債についてはB I S規制で0~10まできちんとするようになっているんです。最初に日本でB I S規制が入ったときは10%のリスクウェイトをかけたんです。

何でそういうことを言うかということ、地元の夕張を見ると、あれだけの借金を抱えているのにあれは全部優良債権なんです。なぜかということ、それは全部保証してくれている。だから、350億円のお金を18年間にわたって返さざるを得ないというときに、貸し手の責任は全然問われていないわけです。

ですから、私は地方自治というのは住民の皆さん方が監視していくし、議会できちんとコントロールしていくというのが本質だと思うんですが、10%ぐらいのリスクウェイトをかけて、まさに今度はマーケットの方から地方自治体の財政がどうなっているのかということについての検討をやってはどうかと思っているんですが、そのような点についてどのようにお考えになっているか。

とりあえず2点をお伺いします。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

最初に法人事業税は県の責任ですので、私の方からお答えしたいと思います。議論としては、これからの地方税体系、都道府県税もその1つですが、これら考えますと、どうしても経済対策、景気対策ということになるとやはり国の経済政策の比重が大きいと思いますので、地方はなるべく景気がいい悪いにかかわらず安定して、そして、偏在度が少ない税制の体系がいいと思っています。

大きな方向とすれば、おっしゃるように法人事業税というのは景気のいいときはかなり伸びますが、そうでないときはどんと落ちたりしますので、1つは外形課税ということも現にやっているわけですが、今後の大きな方向としますと、例えばおっしゃるように地方消費税というものをもっと拡充する。そのかわり地方財政全体が税収不足、財源不足ですから、それだけで単純にトレードオフして、税収はそこで変わらないというのでは余り意味がないように思うんですが、一方で、地方消費税などを法案に挙げる際に、例えば法人二税みたいなものと一部入れ替えるとか、そうい

うことを議論としてはあり得る。

ただ、念のために申しますと、特に大都市中心に法人事業税が景気のいいときに随分たくさん入る団体もありますから、今、知事会としての正式見解かというところと多少違う意見の方があるかもしれません。ただ、知事会も大きな方向としては、今日は説明しませんでした。これを見ていただくと、偏在度が少なく安定した税体系をつかってほしいといっていますので、大きな方向はおっしゃるとおりです。十分考えられる議論だと思います。

2つ目のB I S規制の10%のリスクウェートの議論は、確かにそういうリスク0という扱いだから野放図になりがちだし、理論としてはわかるんですけども、これは峰崎副大臣に対しては釈迦に説法なんです。やはり県や市町村というのはまさに国民の福祉や医療、生活、教育とか、非常に不可欠な行政サービスをやっているわけですから、財政力が弱いとか高いということにかかわらず、ナショナルミニマムをしっかりと担ってもらわなければいけない。そういう意味で、私は必ずしもリスクウェートがある程度あった方がいいんだという議論は、果たしていかなものかという感じが1つします。

もう一つは、これも釈迦に説法ですが、国はとにかく通貨の発行権もお持ちで、だからこそ赤字国債も御自分で幾らでも出そうと思えば出せる。しかし、地方はそういう通貨発行権なども、また団体の性格からしても持つべきではないと思うんですが、だからこそ、法律で一定程度、これ以上になったら例えば地方債の発行はできませんとか、そういう制約が1つあるわけです。したがって、それがB I S規制でいえばリスクウェート0というところにもつながっていくと思うんですが、それを果たして全部取っ払った方がもっとよくなるのか。地方団体の財政規律というのはもっと別の観点からしっかりと、先ほど言われた公会計をもっと透明、公開でわかりやすくするとかそういうことも含めてやるべきもので、必ずしも例えばB I S規制のリスクウェートを増やした方がというのは、ちょっといがかかという気がいたします。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

何かありますか。

○森全国市長会会長

大体同じです。

○渡辺総務副大臣

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

今日はどうもありがとうございます。

簡単に2つだけです。「ふるさと納税」については、結局どうだったんですかという

ことをお聞きしたいということが1つと、もう一つ文科省の立場としては、文化あるいは学術、NPO等々の地域の活動で、寄付税制について根本的な見直しをして、地方自治体の活力や市民の活力、そんなものが改めて必要だという主張をしていきたいと思うんです。それについて同調していただいたら、ありがたいと思っています。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

私ばかり言ってもあれですので、どうぞ。

○森全国市長会会長

寄付税制はNPO法の積み残しだと思っておりますので、今、長岡市で市民共同条例というものの検討、条例で何かできないかという検討を始めております。だから、私はNPOの日常の活動を見ておりますと、日本の活力を維持する上で大変大事なことで、いわゆる団体自治とは違う住民自治をもしやっていたらいいのであれば、もろ手を挙げて賛成をいたします。

○中川文部科学副大臣

ちゃんところへ書いておいてもらってね。

○森全国市長会会長

今、長岡市は先んじてやろうという気構えでおります。

○渡辺総務副大臣

どうぞ。

○汐見全国町村会副会長

「ふるさと納税」でありますけれども、大きく取り上げられた割には効果がなかったと痛感しております。

○渡辺総務副大臣

どうぞ。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

今の「ふるさと納税」は、率直に言って、全国知事会の中で制度をつくるときに大分議論をしたんですが、私はやはりないよりあった方がいいと思うんです。ただ、もともとあれでそんなに大きなふるさと納税額が出るとは全く私どもは思っておりませんで、結果としてはいろんな知事さんがいて、いろんな市町村長さんがいらっしゃるからあれですが、私は大体こんなものかと思いました。もともとそういう位置づけの税制で、これで全体の税体系を変えようとかあるいは地方の税率額等が高まるとか、ないよりはあった方がいいと思うけれども、それぐらいのものではないかと思えます。

○森全国市長会会長

ちょっと一言ございます。先ほどの寄付税制は会長というよりは長岡市長としての発言です。私の背中に806団体がありまして、先ほどの市の法人市民税があって、それはどうかということは会長として正式に言えない部分もあるんですが、ただ、そういうことを議論の俎上にのせていただく、しかも、それを時間をかけながら、我々は

我々の中で議論していくというのは大変いいことだと思っておりますので、そのことだけ言わせていただきます。

それから「ふるさと納税」は、例えば長岡から東京に出て行って、いろんなふるさと会をつくっている人たちに呼びかけて、郷土愛みたいなものを呼び覚ますには大変いい効果があったと思っております。

○汐見全国町村会副会長

今、長岡市長さん言われましたけれども、「ふるさと納税」は井手町長の意見でありますので、ほかの町村長で効果があると思われている方がおられるかもわかりませんが、よろしく願います。

○渡辺総務副大臣

よろしいでしょうか。

それでは、結びに総務大臣から一言お願いいたします。

○原口総務大臣

今日は本当にありがとうございました。

この税の議論というのは、このテーブルはまさに新政権と地域のリーダーの皆さん、地域の皆さんとの共同の第一歩だととらえさせていただきたいと思います。今までのような関係ではない、今までの旧政権がやってきたような手法ではない、新たな信頼関係と共同の第一歩とさせていただきたいと思います。これがまず第1点です。そういう意味でも、今日の3名の御提言に大変感謝するとともに、重く受け止めて税制改正の中で議論をさせていただきたい。

2点目は、先ほどB I S規制の話がありましたが、起債の制限をしておいて、そして、あとは市場に判断を任せろというのは、手足を縛って飛べと言っているのと同じことでもあります。これは私の総務省もそうですし、お隣の財務省もそうですけれども、自分たちに自由を寄せせということ、よけいなことに口を出すなということ私たちは霞が関の解体と言っていますが、これは何も官僚機構を解体することではなくて、余分なパターンリズムをなくしていくことだということを確認させていただきたいと思います。

11月4日には各省から義務づけ・枠づけの第1次の報告も出てまいります。パターンリズムでやっている限り、日本全国一律に基準をつくって、その基準を落としたり、あなたは保育園をつぶす気ですかという考え方をしている限り、絶対に地域主権改革というのはできません。そういう意味で、先ほど峰崎副大臣がお話をしましたように、ステークホルダーがステークホルダーとしての責任をきちんととれる、そういう体制に私たちはしていきたい。それを税の世界でも行っていきたいと思っております。

今日は実りある御提言をいただきまして、本当にありがとうございました。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

ちょっと一言だけいいでしょうか。

○渡辺総務副大臣

どうぞ。

○石井全国知事会地方税制小委員会委員長

今日は余り議論が深まらなかったように思うんですが、是非お願いしたいのは、やはり暫定税率の引き下げです。これはマニフェストで発表されているから規定方針だと思うんですが、8,100億が減収になるという重みを是非御理解いただきたい。

例えば富山県は人口110万人いるんですけれども、それでも市町村分と合わせると1年間で100億円の減収になるんです。100億円というのは、例えば私が知事になって400億の財源をどうやって減らすかといったときに、私が知事になって2か月のうちに給料を引き下げられないと思って、職員と断行して、私の給料は今は18%減、副知事も13%、一般の職員は5%とかいろいろやっていますけれども、それで浮く金というのは毎年26億なんです。

勿論マニフェストで御説明になったので国民も支持したんですけれども、是非8,100億円の税収が忽然となくなるということの重みをよく考えていただいて、地方環境税はさんざん知事会でも議論した案になっています。やはりこれだけのものがなくなるんですから、この機会にせっきく鳩山総理もCO₂を25%減らすと国際公約されているわけですから、一方で地方主権とおっしゃっている。民主党がそれだけおっしゃって減収になるんですから、それはないより是非もらいたいですが、本当は税を減収させるのであればかわりの税を、まさに自分で立てとおっしゃるのであれば地方税をしっかり代替財源としてつくる、そういう仕組みを考えていただきたい。私は決してかりそめの提案をしているのではなくて、これは真剣に知事会としてまじめに提案しているのでありますので、是非御議論いただいて、できれば前向きに対応していただければありがたいと思います。

原口総務大臣には本当に期待しておりますし、また峰崎副大臣や皆さんにも私どもは本当に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○森全国市長会会長

ちょっと1分だけよろしいですか。

○渡辺総務副大臣

どうぞ。

○森全国市長会会長

財務副大臣がいらっしゃるので、私が前から言いたいことがあります。地方は一貫してラスパイレス指数を下げています。これはグラフを見ればわかることであります。これはマスコミになかなか伝わっていない部分がございます。

もう一つは、合併で相当の削減をしているはずですが、国は人数が減っておりませんので、そのことだけを私は申し上げておきたいです。よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

よくわかりました。ありがとうございます。

○渡辺総務副大臣

どうもありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、前半の地方団体との意見交換は終わらせていただきます。お三方ありがとうございました。(拍手)

(地方六団体関係者退室)

○渡辺総務副大臣

それでは、準備が整い次第、有識者のヒアリングで、ここからの司会は峰崎財務副大臣にお譲りをしたいので、よろしく願いいたします。

(有識者関係者入室)

○峰崎財務副大臣

それでは、大変お待たせいたしました。前半の部は地方六団体の方からの貴重なお話をいただきまして、これから私が今度は司会を務めます。財務副大臣をやっています峰崎でございます。

先日は旧政府税制調査会の、ある意味ではお別れの会と言ったら変なんですけど、一応の閉めた会合でお話を聞いて、あのときにもお三方、特に翁さんは手を挙げておられたのに、私が司会をしております、随分ストレスをためられたのではないかなと思っておりますし、神野先生あるいは中里先生もいろんな意味で申したいことがたくさんおありなのではないかと思えます。

我々も、今日は本当に急な申し出にもかかわらず、また少し時間が遅うございまして、環境の会合と重なったりしておりますので、少し人数は少のうございしますが、政府税制調査会の新しいメンバー、及び、社民党さんから政策審議会議長、それから、国民新党さんも政務調査会議長がおられますので、是非、貴重な御意見をいただいて、自由討議を行いたいと思えます。

今日は原口総務大臣、政府税制調査会の会長代行でございますが、御臨席賜っておりますので、もし先生方に何か一言。よろしいでしょうか。

○原口総務大臣

もう感謝だけでございます。できるだけ御意見を伺いたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

それでは、まず神野関西学院大学教授、お願いを申し上げます。約10分程度、お話しただければと思えます。

○神野関西学院大学教授

神野と申します。よろしく願いいたします。

私は網膜剥離で目が不自由なものですので、何度も繰り返しレジューメを行き来させていただいて、お手元に多分、最終のバージョンが行っているかと思えます。お手元にお配りいたしましたレジューメを参照にいただければと思えます。

私も年老いて、気弱な発言をして、原口大臣には殊のほか御心配をいただいておりますが、今日もこれまで私のような者の異端の言葉に真摯に耳を傾けて励ましていただいた皆様方への御恩返しのためで発言をさせていただきます。

お手元のレジュメを見ていただきまして、最初に「1. 税制改革の基本的考え方」というところを見ていただければと思いますが、税制改革には問題解決型改革と、ビジョン的改革と2種類あると思います。問題解決型の改革というのは、現状の問題から出発をして、言わば対症療法的に対応していくという改革ですし、ビジョン的改革というのは、白紙の上に理想的な租税制度を描くような発想で税制改革を行うという改革でございます。

一つの時代が終わりを告げ、一つの時代が始まろうとしている現在の「危機」というような構造転換期にはビジョン的な改革が要請されるわけです。当面、問題解決型改革から着手するにしても、その問題解決型改革の延長線上に新しい税制のビジョンが見えるように、基幹税と補完税の新しい組み合わせをしたビジョンを明確に描いて、方向性を明確に示して改革を進める必要があるのではないかと思います。

2番目に、それでは、税制のビジョンをどう考えるのかということですが、これは私の独断ですのでしかられるかもしれませんが、現政権の税制のビジョンというのは、私が考えているビジョンとほぼ方向性を一にしているというふうに申し上げていいのではないかと思います。これは私の判断でございますので、おしかりを受けるかもしれません。

それは、これまでの税制を見てみると、軽工業を基盤とした「小さな政府」としての自由主義国家から、重化学工業を基盤とした「大きな政府」としての福祉国家へ移ったわけですが、それが行き詰まってきたのが現状だと思います。これを打破していくのには、これまでは「小さな政府」に戻し、回帰し、市場を大きくするという戦略を取っていたわけですが、現政権の戦略というのは「大きな社会」にしていくんだという戦略だというふうに理解できるのではないかと思います。

税制の方から言いますと1929年、これは軽工業の時代が終わりを告げる「危機」だったわけですが、1929年の「危機」で自由主義国家の、酒税などの間接税と、地租や営業税という収益税を中心とした税制から、所得税中心の税制に変えていくというのが大きな課題だったわけです。現在の危機というのはどういう方向で税制を改革していくのかというと、それは私は所得税と付加価値税を車の両輪とする、基幹税とする税制体系を形成するという方向になるのではないかと思います。

こういう税制のビジョンを実現していくために改革をしていく上で基準となる課税原則ですが、『分かち合い』としての租税」というふうに書きましたが、租税を国民に負担させるものとして発想するのではなく、国民が負担し合うもの。やさしさと悲しみを分かち合うための負担が租税だというふうに位置づけ直す。国民に負担させるものではないというふうに位置づけ直そうとしているというふうに思われます。

つまり「友愛社会」の幸福を分かち合うために、国民が負担し合うものだというふう
に租税を位置づけるということです。

そこから出てくる課税原則として具体的に、これは総理の諮問内容その他から引き
ますと「公平・透明・納得」という言葉に変えられていて、これまでの「公平・中立・
簡素」から「公平・透明・納得」の方に移行しよう。こういう原則がうたわれていま
す。

「中立」というのは、市場に全幅の信頼を置くということです。「中立」というのは、
市場での選択を税制がゆがめないようにするということですので、市場というものに
全幅の信頼を置いていたわけですが、現政権の意図は「透明・納得」というのは民主
主義の原則を言っているわけです。透明にして、そして、コンセンサスを得ていく。
そういう民主主義の下に、場合によっては、市場が効率的に機能しない場合には税制
によって介入することがあり得る。民主的に制御することがあり得るという原則にな
っているのではないかと思います。

総理のお言葉では「納税者の視点」というふうになっておりますが、私の言葉で表
現させていただければ「徴税者の視点」、税金を取る者の視点ではなく「国民の視点」。
納税者というのは国民だろうと思います。納税者は一部なんですけれども、すべての
国民が税金を負担していますので「担税者の視点」ということを明確にしていく。

これは多分、明記はされていないのですが、恐らく前提にしているだろうと思われ
るものを次のページに付け加えておきましたけれども、課税原則の大前提として財政
政策上の原則というものがあります。これは通常、国民経済上の原則や公平の原則や
税務行政上の原則に加えてというよりも、最初に財政政策上の原則、つまり必要な財
源を調達し得る租税になっていなくてはいけないということです。

私の見解では、特に 1990 年代、取り分け 90 年代後半の減税によって日本の租税制
度は税収調達能力が著しく小さい租税制度になってしまっている。ここで実施された
減税というのは、公平という課税原則からいって問題なだけではなく、中立性、つま
り市場性とかをゆがめないということでも問題があったのでは、整合的ではなかった
のではないかと思います。こうした公平性を高めながら、税収調達能力も回復して
いくという原則を考えておく必要があるだろう。

こうした考え方から、当面の税制改革に関する課題から行きますと、マニフェスト
その他を見ても、租税特別措置の見直し。これは公平という観点からベースを広げて
「透明」化し、国民のコンセンサスを得て、税収調達能力を高めるということから
も重要な見直し作業だというふうに思います。

更に、所得税の控除の見直しがございますが、最初に書きました言葉は、これから
の所得税改革の原則でございます。私が考える上では、所得税については実質的な累
進性。単に最高税率を引き上げるとかという形式面ではなくて、ベースと税率を組み
合わせて、あるいは控除などを考慮して、実質的に累進性を高めるということと、余

りにも税収調達能力が低くなっていますので、税収調達能力を高めるということが基本的な方向だろう。

更に重要な点として、現政権が進めようとしている控除主義から手当主義へということから言っても控除を見直す必要がある。これは日本の社会保障の欠陥ですけれども、社会保障を税の控除でやろうとしていたわけです。そうではなくて、手当にする。それは税の控除でやると、そもそも所得税を支払っていない人々にとっては、控除を幾ら拡大してもらっても何の意味もないんです。子どもたちが生まれたら、扶養控除ではなく手当で支給してあげるという現政権の発想は理にかなっていると思います。

更に、控除については給付つき税額控除ということがうたわれているわけですが、ただ、これは慎重に検討しておく必要があるのは、納税者番号を入れ、かつ課税ベースも包括化して、やはり所得を完全に捕捉するという体制がないと不公平が生じてしまうわけです。そのためには納税者番号を導入するというのと、透明性、納得性の原則から言ってもそうですが、所得税の総合化を進めていくというのはセットでないと難しいだろうと思います。

したがって、当面、そこから入るといふわけには、時間的な制限があるかもしれませんが、過渡的には控除に所得制限を設けて累進性を高める。更に税収調達能力を高めるということが重要で、これは給与所得控除への上限を設ける。これはもともと上限があったのを廃止してしまったわけですので、ここは重要なポイントだろうと思います。

更に、最高税率を高めたりする選択を取らないのであれば、場合によっては、これは余り主張されていないのですが、高所得者層に対して基礎控除額を徐々に減らしていくという考え方もある。これはスウェーデンなどの控除は、正確に言うと本当の低所得というものはまた低いのですけれども、小さい詳細なことを議論しなければ、所得が高まるにつれて基礎控除が減っていく。そういう減額なども考慮して考えていくということが必要なのではないかと思います。

もう一点は、これは少し慎重に検討していただかなければならないと思われる点は、燃料課税の暫定税率の廃止と、自動車課税の見直しでございます。

燃料課税と自動車課税の負担の高い国は、福祉支出も高いんです。これは完全にパラレルになります。福祉支出が中程度の国は、燃料課税と自動車課税も中程度。福祉支出の低い国は、燃料課税と自動車課税が低いということになっていて、残念ながら日本は低い国の部類に入っています。

環境と福祉というのは、命という1点でもって結ばれています。一人ひとりの命を大切に、他者の幸福を自分の幸福とする社会を目指すのであれば、社会全体の福祉の負担は環境という行為にふさわしくない行為をしている人々に重い負担をさせていただくというのが社会的正義になりつつあるのではないかと考えております。

税制は余り変化がないように見えますけれども、長期的にはかなり変化があります。

例えば 100 年前には付加価値税がなかったんです。すると、あと、私たちが 50 年後、30 年後の税制を考えると、少なくとも国際的にも日本の場合でも言えることは、環境関係税が存在感のある税制になっているということです。それはやはり見通して出発する必要があるというふうに思います。

暫定税率を廃止するならば、直ちに環境税と地球温暖化対策税を導入していただきたいと思います。つまり世界的な、EU 指令でもそうですけれども、これまでの自動車関係税や燃料税を道路損傷負担金と共通に位置づけていたわけですが、それから環境損傷負担金の方にレーゾンデートルを変えていくということが重要ではないかと思えます。

こうした改革の延長線上から出てくる抜本的な改革、つまりビジョン的な改革の課題は、基幹税として所得税を再創造する。つまり、もう日本の所得税は基幹税ではないんです。みすばらしい税金になっていますので、これは再創造する。

その上で、この付加価値税、消費税と所得税を 2 つの基幹税として確立していく。この 2 つの基幹税を、原口大臣が取り組んでいらっしゃる地域主権という観点を踏まえながら、国税と地方税に税源配分していく。

補完税としては環境税と、これは少し時間がないので説明を控えますが、富裕税という税金を補完税として考えておいてもいい。

それから、法人の税金その他を考えると、社会保障負担とセットで考える。税体系を考えると、租税と社会保障負担とを有機的に関連付けて、体系的な改革というものが必要になり、こうしたことが抜本的ないしはビジョン的な改革として浮かび上がってくるのではないかと思います。

少し時間をオーバーいたしました、申し訳ありませんでした。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、中里教授、よろしく願いいたします。

○中里東京大学教授

お疲れでしょうから手短かにいたします。

総選挙という日本の民主主義の根幹を成す制度によって、国民の負託を受けるという重大な使命を担われることになった先生方の前でお話しするという、このような貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございます。今日は、税制で技術の話をしたいと思えます。

実は、インターネットで中継されているのに、こういうことを言うのもなんですが、ここだけの話なんですけれども、私の趣味は落語でございまして、落語はいつでもいいんですけれども、もう一つ趣味がございまして、余り信じていただけないことかと思えますが、税法の抜け穴を探すというんでしょうか、細かいところを探すのが、別に私がインチキするところではないんですけれども、大好きです。夜寝る前に毎日必

ず、日本や外国の条文や判例を読んで、個別の問題についての練習問題をこなすという、余り趣味のよくない生活を、もう 30 年ぐらい続けてまいりました。

特に私はデリバティブ等を用いた複雑怪奇な課税逃れ商品の理論的分析というのを専門にしております関係で、自他ともに認める税のおたくでございます。

先日の、前の税調のメンバーを集めた昼食会で、総理が端的に、税制こそ政治そのものであるとおっしゃいましたけれども、そのような専門科目を大学で教えている担当者として、このたび政府与党の先生方が税制調査会をこのように根本的に変革され、政治の責任として望ましい税制の構築に当たろうと御決心なさったこと、これはすばらしいことであると思いました。

外国のことを言うのもなんですが、ハーバードのロースクールでは、現在、6 人の専任の教授と、更に 6 人の客員教授を加えた 12 人が実に数多くの授業やゼミを開講しているわけでございます。租税法は民法や商法、会社法と並んで基幹科目の 1 つであって、そのうち所得税法については、ほぼ全員が履修するというようになっておりまして、これは、まさに税は民主主義の基本であるということを表しているんじゃないかと思えます。

私の担当しております租税法講座、これは昭和 25 年のフォローアップの第 2 次シャウプ勧告において、大学の法学部に租税法の講座がないのは異様であるとして、シャウプ使節団が考えて、大学の法学部に租税法の講座を設けるべきであるという勧告をなさいまして、これに従いまして昭和 26 年に開設され、平成 7 年以降は、恩師の金子宏名誉教授の後を受けて、講座の専任担当者として、私で 2 人目になるということになりますが、この講座の目的は、シャウプ勧告の理念、すなわち公平で民主的で経済活動を妨げず、かつ現実的に執行可能な制度の実現、これを理論的にバックアップするということでございます。

税制の目指すべき方向について国民の代表である先生方に、私があればいいとかこれがいいとか、そんなことは申すべきではないと思っております。ただ、税制改革理念というのは、これは真面目に考えれば、どう考えてもやはりシャウプ勧告において目指されていた公平な課税の実現、租税特別措置の排除、手続の明確化、それから経済活動への配慮が重要な課題となってくることが共通の認識なのではないかと思えます。

なお、シャウプ勧告では世界に最初に付加価値税の提案もなされたということもございます。

更に現在ではこれに加えて、シャウプだけではちょっと足りませんで、適正な国際課税の執行とか、環境への配慮といったことが付け加わってまいるのでないかと思えます。

その上で、先ほど神野先生がおっしゃいましたが、当然のことですけれども、必要にして十分な税収の確保という基本的な要請を満たすことが絶対に必要になってまい

ります。

このような方向性というのは、私、見させていただきましたが、民主党のマニフェストの中に詳しく述べられておりますし、またこれまでの政府税調で私たちも議論してまいりましたので、ここであるこれ述べる必要もないと思います。

ただ、その方向性はそのとおりとしても、そこに列挙された事項をどのような順序で、どのように具体化していくかということが、まさに税制改革の中にそのものになるのではないかと考えています。

特に日本国債や円に対する信認が揺るぎかねないほどに財政赤字を累積させていくということは、やはりどうしても限界があるということは、だれが考えてもそうなるんではないかと思っています。先生方には是非気合いを入れていただいて、税制改革を実現させていただいて、お年寄りや子どもが安心して暮らせるような財政的基盤をつくっていただきたいと祈る気持ちでいっぱいでございます。

ところで、忘れられてしまうことが少なくないのですが、税制というのは専門技術的な分野でございますから、理念のほかに技術がどうしても必要でございます。執行できない制度を構築してもいいことは一つもないんです。また、執行の観点を疎かにするならば、先ほども申し上げましたが、法の抜け穴を突く課税逃れが蔓延することになるわけでございます。それゆえに、税制においては、先生方が国民の負託を受けられて、政治家の先生方がサブスタンスわたる理念を政治サイドで大胆に提示し、それを受けて税制を職業とする者がその理念を実現するための細かなロジスティックスを技術的に考えていくとう分業のシステムが必要であると考えております。先生方がお忙しい中、細かいところまで全部という必要はないんだろうと思うわけでございます。

理念なき制度というのは貧しいものですし、または実現性の乏しい理念というのもむなしいものでございます。先生方には、日本にいっぱいおります税の技術者をうまく使いこなしていただいて、党で提示なさった理念を法制度の言葉にうまく翻訳させるように、うまく使っていただきたいと思っております。

法律家というのは制度屋ですから、ほかの分野の方と違ってこういう国家運営が望ましいなんて上から目線で申し上げることはない、極めて謙虚な存在ですから、うまくお使いいただければと思います。

税の世界では、国会ででき上がった法制度を納税者それから税務の職員、税理士、こういう人たちが共同して動かし問題が生じた場合には、裁判所や弁護士がそれについて解決案を提示するというで成り立っております、いかなる税制もこれらの納税者や税務職員や税理士の方々が、それを適切に執行していけるような現実的なものでなければなりませんし、また、見解の相違が生じた場合には、裁判所がそれについて判断を下せるように、運営されるべきということは法治国家の下、当然のことでございます。

社会的要請から、経済議論からは国民感情から生まれてくるさまざまな要請を制度として現実に構築し、国家や地方団体の運営に必要な資金の生み出すためには、極めて技術的な知識が必要でありまして、そのような技術の専門家の1人として税制に関する日本の最高の意思決定機関のこの場でお話しできたことを税制のおたくである私にとっては非常に光栄なことだと存じております。

以上でございます。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございました。それでは、最後になりますが、翁日本総合研究所の理事、よろしく願いいたします。

○翁日本総合研究所理事

今日は、このような機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

神野先生と中里先生という財政学と租税法の大家の先生の後で、どれほどのコメントができるかわかりませんが、少しお時間をいただきまして、私のコメントをさせていただきたいと思います。

大きく分けて2つのことを申し上げたいと思っています。1つは、税制体系全体の改革に向けての考え方。

もう一つは、今回、諮問で取り上げられております給付付き税額控除のことにつきまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、税制体系全体の改革に向けてということですが、本当に御承知のとおり、少子超高齢化という急速な人口減少、それからグローバル化、そういった大きな環境変化の中にあります一方で、経済成長が鈍化していく中、格差問題への対応ということにつきましても大きな課題になっていると思います。

こうした大きな環境変化に対して、税制は必ずしも十分対応し切れていないという認識を持っております。

今後の税制改革に当たりましては、やはり大きく変化しております人口動態や国民生活に対応し、経済の活動に十分配慮し、そして、社会保障制度と組み合わせて適切な所得再分配を行うという視点が重要ではないかと思っております。

また、我が国の債務残高は、名目GDP比で170%という極めて高い水準に達しておりまして、先進国の中では御承知のとおり、極めて危機的な高いレベルにございます。また、景気低迷で税収が落ち込む中で、経済を立て直していかなければならないという厳しい状況であるというように思います。

ただ、やはりこれから超高齢社会というのがありますので、そういった将来世代のためにも、やはり税制の議論におきましても、成長とか財政規律といった点を少し意識して御議論いただければと思っております。

今回、納税者の視点に立ったということが、極めて民主党の、今回の新政権の方針として貫かれておられまして、是非これにのっとなってやっていただきたいと私も考え

ております。

納税者の視点ということで幾つか意見を申し上げたいと思いますが、まず、本当に税制というのは、この国の在り方、将来像を決める上で極めて重要だと思いますけれども、税制というのは税単独ではなくて、国民の視点から見ますと、やはり社会保障の負担とか、または給付といったことも同じような負担であったり、また、給付であったりということで税単独の議論ということで行うのではなくて、やはり社会保障給付、負担についても横断的、総合的に検討していただきたいと思います。

これは、後ほど述べます給付つき税額控除のところで、まさに申し上げたい点でございます。

それから、やはり国民は所得税、法人税、消費税といったそれぞれの税制を税制全体の中でどういうふうに位置づけるのかということについて、わかりやすく納税者に語っていただきたいと思っております。

もう一つは、それぞれの税制を中期的にどういうふうに改革していくのかということについて、できれば大まかなタイムスケジュールというものを明示していただきますと、納税者、国民にとっても納得感のある改革というのが行えるのではないかと思います。

中期的というふうに申しますと、やはり所得税につきましても、今の所得税のままでございますと、人口動態の変化ということで、2050年ぐらいになりますと、2000年段階で100ぐらいですと、60ぐらいに減ってってしまうというような見通しも内閣府の試算では出ていると思っております。

そういった中で、中期的にどういうふうに改革をしていくのかということが見えていくということが大事なことではないかと思っております。

個別に少し考えていることを申し上げますと、所得税については、やはり社会保障制度と併せた所得再分配の役割を明確にする必要があると思っております。

やはり今の日本の状況は欧米諸国と比べますと、税の所得再分配が小さいということが実証的にも言われておりますし、特にやはり子どものいる世帯についての相対的な貧困率を高めに行っていることもあるというふうに指摘をされておりますので、やはり税のところで所得再分配をしっかりと考えていただきたいと思っております。

その点で、今回政権として所得控除を縮小して課税ベースを確保しつつ、税額控除を導入し、そして将来的には課税最低限以下の低所得者に給付を行っていく、給付付き税額控除を行っていくという考え方は、現在十分対応し切れていない取得再分配の観点からも望ましいと考えておりますし、実際、オランダなどでもこういった考え方で行われてきていると承知しております。

控除につきましては、やはり国民の生活実態から考えましても配偶者控除の位置づけというものも、やはり見直していく必要があると思っておりますし、今回、子ども手当が実施されますので、それと併せて各種の控除を見直していくということは重要なこと

だと思っております。

法人税につきましては、やはり企業立地の国際競争というものがある中で、日本の経済成長の基盤というのを海外流出させないという視点も非常に重要ではないかと思っております。

そういった観点から、中長期的にどういう水準が望ましいのかということについても考えていく必要があると思っております。

それから、企業の創業とか、または研究開発税制といった点については、現行税制でどの程度効果が出ているかということ等を常に検証するという事は重要だと思いますけれども、そういった点につきましては、経済を活性化するという視点は大事ではないかと思っております。

消費税につきましては、やはり景気に左右されない安定的な財源であるということで、年金など社会保障給付のための財源として明確にしていく必要があるのではないかと思っております。

なお、租税特別措置の見直しということが、今回、新政権で行っておられますけれども、是非この機会をとらえて複雑になっている租税特別措置を見直していただき、是非シンプルでわかりやすい税制にしていきたいと思っております。

次に、給付付き税額控除について少し意見を申し上げたいと思います。

やはり、所得税改革それから格差問題への対応に向けて、給付付き税額控除に向けて、具体的な検討を是非行っていただきたいと思っております。

その際、重要と考えられるのは、目的それからほかの制度との総合的検討、それから執行体制の問題だと思っております。

目的といたしましては、欧米主要国などでは就労支援、子育て支援、また社会保険料の軽減、また、付加価値税など、要は消費税との関連などで導入がなされております。

ここに各国の状況を書いていますますが、少しずつ力点が違いますけれども、さまざまな税制度が入っております。

②でございますが、我が国の場合につきましては、給付付き税額控除を導入していくということに当たりましては、やはり基礎控除などの税制ですとか、それから生活保護とか、基礎年金または失業保険とかそういったものも入ってくると思いますけれども、こういった社会保障と横断的に検討していく。総合的な所得再分配政策を考えていくということがどうしても必要になっていくというように思います。その点で、やはり横断的な検討というものは避けられないと思います。

それから、やはり就労を促していくという視点というのが、どの国でも配慮していますけれども、基本的に非常に重要ではないか。それは制度設計の問題ですけれども重要ではないかと考えております。

それから、執行体制でございますけれども、これはやはり番号制度の検討というの

が重要ではないかと思えます。やはり給付付き税額控除を導入していこうといたしますと、その前提として所得捕捉というのが極めて重要になっていきますし、ただ、その番号制度を入れるだけで、これが可能になるものではなくて、ほかのさまざまな制度整備も必要になってくると思えます。

また、税と社会保障を併せて、やはり国民にとって利便性の高い各種行政サービスなどを便利に利用できるような、そういった番号制度を検討していただく、まさに納税者の視点に立った番号制度という点から御検討いただきたいと思っております。

この点は、今までいろいろな社会保障カードとか、電子私書箱コードとか、いろいろなものがありますし、現に幾つかの番号もございますけれども、そういったものの統一とか連携というのを非効率にならないように考えていただくこととか、徴収、教育体制の連携とか再構築ということについても、是非御検討いただきたいというように思っております。

ちなみに、アメリカなどでは審査体制の不備などから、過誤支給とか不正受給というのが支給額の4の1になっているというような事例もございますので、やはり執行体制というのは、できるだけ執行に負担がかからないような制度を考えていく必要があると思えます。

また、一方でドイツは、今年から納税者番号制度が利用されているということですが、これでもやはり国民意識の変化と国民の利便性の向上ということがポイントであったということがございますので、こういった諸外国の事例も検討して御検討いただければと考えております。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。さて、皆さん、御質問その他どうぞ。

どうぞ、阿部政策審議会長。

○阿部社会民主政策審議会長

私は、神野先生と翁先生の両方に同じような質問になるかと思えますが、お願いいたします。

これからは所得控除から、むしろ給付付き税額控除をという流れは、お2人とも共通していると思うのですが、まず神野先生には、資料の2枚目に高所得者層への控除の減額などということで、ここには高所得者層の基礎控除を減ずるということがさっきお話でありましたが、私が思いますに、そもそも我が国の基礎控除と申しますものは、大変に低い、38万円の基礎控除というのは、世で言うマーケットバスケット方式から照らしても、今ではそれで生活していけと言われても少ない額になっておりまして、勿論、高所得者に対して基礎控除を減じていくということは、格差是正の面からいいとしても、中間所得層と申しますか、普通に暮らす人にとってこの基礎控除問題をどう考えればよいのか。これは、翁さんのレジュメの中にも、給付付き税額控除導入の際には、基礎控除などの税制とお書きでありますので、私の懸念の点は、高額所

得者についてそれを減じていく、なくしていくということは、ある程度納得ができたとしても、世で言う中間層というか、普通に暮らす、そして税も負担している方についてはどうなるのか。

給付付き税額控除の場合は、中・低所得者層にターゲットが当たるのかという理解の下に、その点をお二方にお話をいただけたらと思います。

○峰崎財務副大臣

まず、神野先生、お願いします。

○神野関西学院大学教授

皆様方にちょっと誤解をお与えしたかもしれませんが、私は必ずしも給付付き税額控除の積極的な推進論者ではありません。所得控除から税額控除、これは累進性を高めますので、その限りでは推進することについて異議を挟むものではありません。ただ、還付付き、給付付きにすると、さまざまな社会保障の給付制度をどうするのか。それから、どういう控除制度、つまり現在の子ども手当も見方によっては還付しているというか、給付しているようなことになるわけです。

実際、多くの国々がやっていることを見れば、簡単に言ってしまえば、やはり低額でばらまくしかなくなってしまうのではないかと、それで還付とみなしてもらおうということになってしまうので、社会保障体制全体との関係をにらみながら進めていく。それに時間がちょっと時間がかかるのではないかと、それからさっきも言いました所得補足などの問題もあるので時間がかかるのではないかと。そうなってくると、とりあえず所得税の調達能力を引き上げることから、言えば控除を見直していくということを考えなければならない。

おっしゃるとおり、日本の基礎控除は、これほどこと比べるかにもよるんですが、例えばスウェーデンなど非常に低いわけです。ドイツは日本よりも非常に高いです。それは、まさに社会保障制度に関わってきて、ユニバーサルな給付やサービスとセットで考えていかなければいけない問題だと思っています。基礎控除の意味は、最低生活費を免税にするということですので、基礎控除そのものは残しておく必要があると思いますし、また、スウェーデンのように比例税率でかけているところも、基礎控除があるから累進的なんだという言い方をしているわけです。そういう累進性を保つ意味でも控除は重要かと思いますが、この水準をどうするのかということについて言えば、他の社会保障制度との兼ね合いで検討していくということだろうと思います。

○峰崎財務副大臣

翁先生、お願いいたします。

○翁日本総合研究所理事

私も、所得控除から税額控除へという流れについては、やはり今、所得控除というのはどうしても高所得者の方に有利に働きますので、そういった所得再分配を変えていくという意味で、所得控除から税額控除にしていくという意味があると思いますし、

もう一つ、やはり課税ベースをしっかりと立て直していくという観点で考えていく必要がある大きな方向性だと思っております。

給付付き税額控除につきましては、私が申し上げたように、本当にいろいろな課題があると思っております。まさに神野先生がおっしゃったように、そして私も申し上げたように、どのようにこれを社会保障制度と組み合わせて考えていくのか。そして、どうやって所得補足していくのか。本当に課題山積で、いろいろ議論していく必要があると思います。

特に給付付き税額控除というのは、低所得者の方々に対するさまざまな給付をしながら支援していくものだと理解しておりますので、そういうことをやっていく際には、やはり基礎控除の位置づけは、ほかの社会保障政策とどういうふうに整合的に考えていくのかという点で、この時点で見直しというのは必要ではないかということで申し上げます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

そのほか、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

神野先生のアジェンダで、危機の時代におけるビジョン的改革で、ビジョン的改革は白紙の上に理想的な制度をつくるという大変ある意味ではショッキングな問題提起からスタートして、今は多分構造転換期というとらえ方の中における税制の論議が行われているんだというふうに思います。

当面、問題解決型改革から着手するにしてもというのは、先生の包容力の中で書かれた表現なのか。この状況の中における基幹税の位置づけとして、勿論所得税等と同時に消費税の存在を訴えられたように認識しております。

91兆を超えるような、医療・年金・福祉の支出がある状況の中におけるこのとらえ方を、福祉目的税的なものとしてとらえていくのか。あるいは一般税の中における福祉の財源という形でとらえていくのか。こういったとらえ方はあるにしても福祉の財源をどう考えていくのかということにおいては、先生は環境税の必要性を述べられましたが、ドイツの中においては、環境税を一部福祉目的税的に使っている事例もありますが、この福祉に対する財源をどう考えるかということをお尋ねしたいと思えます。

翁先生に関しても同じように、基幹税としてとらえる中においても、消費税の位置づけはありました。ヨーロッパ諸国との所得税の対比の言及もあったと思いますが、ヨーロッパ諸国での消費税と我が国の消費税の体系とか、こういう問題も含めて、確かに社会保障制度の中における税制という位置づけにおける福祉財源、私どもも基礎年金部分は消費税でというとらえ方もしておりますが、それについてサジェスションをいただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、神野先生からお願いします。

○神野関西学院大学教授

ちょっと表現が、これはフェルドシュタインという学者の言葉を使ったので、白紙の上というふうに申し上げましたけれども、いわゆる抜本的な税制改革というふうに御理解いただければと思います。白紙の上に描くにおいても、過去の経験など手がかりにしながら描いていくわけです。

私たちは、未来を予測するとき、過去のことがかりにしなければならないのですが、1929年の世界恐慌が起きたときの日本では、毎年毎年、問題対応的な税制改革を進めながら、結局、抜本的な税制改革案が出てくるのが、1936年の馬場税制改革案であり、更に40年に実現していくわけです。

ただ、その改革の中でも、やはり模索していたのは、どうにかして所得税中心の税制に持っていかなければいけないと模索するわけです。つまり所得税が中心になるのは40年で、29年から10年ぐらい経ってしまうわけですが、私たちは10年後にどういう税制ができ上がっているのかということ想定しながら、今、模索していくことが必要ではないかというふうに申し上げた次第でございます。

福祉財源のことにつきましては、私は財政学で、そういう意味では古い財政学かもしれないかもしれませんが、余り目的財源にするということを肯定しておりませんので、ただ、それこそこの政府税調の義務ではないかと思いますが、これまでの政府税調というのは、どういう公共サービスを出していくのかという議論と、どういう税制をつくっていくのかというのは、本来セットになっているはずですね、こういう公共サービスを出していくんだから、こういうふうに負担し合わなければいけないのではないかという議論がなかなかできなかった。しかし、ここの政府税調は多分そういうことができるのではないかと思いますので、そちらが課題かなと。福祉財源というよりも、民主党が描いている国民の生活を保障できるような財源をどうやって維持していくのかということが重要ではないかというふうに思っています。

したがって、私は、多くの人々の生活を支えるような給付やサービスを出していくのであれば、消費税のような負担を多くの国民に求める税を上げていっても構わない。私はこれを大きな政府の逆進性と言っているんですが、政府を大きくしていくのであれば、みんなに負担を求めてもいいですよ。その代わり貧しい人も負担してください。でも貧しい人の生活はちゃんと保証しますからというふうに社会を選ぶのか。それから、小さな政府にしておくのであれば、アメリカは累進的です。付加価値税は入っていないわけで、極端に言えば所得税だけで調達しているわけです。そうすると、小さな政府にしていくのであれば、小さな政府にしていきますよ。小さな政府というのは、機能でということ。福祉財源は余り出しませんと、自己責任で生きていってくださいと。その代わり税負担は貧しい人々にはかけませんからというのがセットになっ

ていかなければならないと思います。

そういう意味で、私は、一般的な人々の生活を支えるユニバーサルな給付やサービスを支える意味で、付加価値税というのが必要ではないかというふうに申し上げました。

それから、環境税は、さっきの法人税と社会保障負担のところに関わってきますが、ヨーロッパの場合に、国際競争力で問題になるのは、企業の社会保障負担が高いということです。日本はそれの2分の1とか3分の1のレベルではないかと思います。むしろ法人税よりも企業の社会保障負担が高いということは問題になりますので、その限界を突破するために、むしろ環境税を入れて企業の社会保障負担を抑えるという国々が多いということで、環境税も、これは二重の配当といいますけれども、税をかけて環境によい行為を促進すると同時に、その財源を福祉、その他の目的に回すことができ、二重の配当を得ることができるというようなことすら言われているので、それも財源として考えられる。ただ、特定に結び付けているということについては、私は疑問視しております。

○峰崎財務副大臣

それでは、翁先生、お願いします。

○翁日本総合研究所理事

消費税につきましては、やはり景気に左右されない比較的安定的な税収が期待できますし、また、国民にとってわかりやすい形で消費税の位置づけというのを説明していく上では、やはり福祉、特に年金、こういった給付と結び付けて、わかりやすく消費税を位置づけていくということが大事ではないかと思っております。

ただ、神野先生のおっしゃっていることと同じかもしれないんですけども、極端に目的税化といたしますと、それゆえの弊害というのもありまして、特に非常に高齢化していく中で、引き上げに結び付きやすいとか、そういったいろいろな点もございますし、ただ、やはり緩やかな形で給付と結び付けて福祉財源として位置づけていくことが望ましいのではないかと考えております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

今日はどうもありがとうございます。税の勉強不足なので教えていただきたいのですが、租特における透明性というのは、どこまでを透明にすれば、先生方が言っている公平とか透明の基準を満たすのか教えていただきたいと思います。

それと、今回の子ども手当とか、高校生の授業料の無料化とか、さまざまなことを所得制限をやらないでやるということになったら、所得の最高税率がありますけれども、これを上げた方がいいのではないかというふうに考えるんですけども、そのことについての御意見をお願いいたしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

お願いします。

○神野関西学院大学教授

租特の透明化というのは、この透明性の理解ですけれども、私は国民の前にすべて選択をゆだねることが透明性だと思うんです。租税特別措置の最大の問題点は、だれが利益を受けているのかわからないということです。これはアメリカではタックス・エスクペンディチャーというふうに、予算にして明確に示せと言っているわけですから、示すだけで租特の改革が終わりということでは困るんですけれども、とにかく明確に、だれが利益を受けているのかわからない。補助金だと予算でちゃんとしますからわかるわけです。そういう民主的ではない。透明性というのは、私の理解が間違っているかもしれませんが、すべて公開して、国民の前にさらして選択をゆだねるということだと思いますので、少なくとも国民に可視的にすることが重要で、そういう意味からちゃんと見直していく。どこというのはここではなかなか申し上げられませんが、それが重要ではないかと思います。

累進性の場合には、勿論引き上げていくというのも一つの手ですが、課税ベースと両方で考えていかないと、課税ベースが狭いまま最高税率を引き上げると問題が起きます。シャープの場合には、最高税率が日本では低くなっておりませんが、当時は50%止まりにしろと、あとはベースを低くしろと。最高税率以上のことについて言うと、さっき私が申しました富裕税という税金をかけて、資産所得者で高額というか、非常に大きな財産を持っている人に税をかけるべきではないか。最高税率を落としている国、例えばスウェーデンの二元的な所得税とか、オランダのタックスボックスとかが議論にされておりますが、この2か国とも富裕税という税金を持っている国の所得税改革なんです。だから、何をベースにかけているのかということとセットで最高税率を考えていくことが重要ではないかと思っています。引き上げるのも一つの手だと思います。ただ、それは多くの人々に負担を求めることになると思います。

○峰崎財務副大臣

中里先生、お願いします。

○中里東京大学教授

六法全書の編集をやっているんですけれども、租税特別措置法は本当に難儀するんです。いろんなものが入っていますから、その中に入っていれば、全部いかがわしいということではなくて、タックスヘイブン対策税制とか、本来絶対に必要なものもその中にありますので、まずは租税特別措置法の中にあるいろいろな措置を分類して、これはどんな目的でということを確認して正確に把握するということが透明性につながるのではないかと思います。

昭和の戦後からいろんな歴史の中で、いろいろな経緯があるものですから、その中で、廃止するにしても廃止できないようなものもあると思いますので、そういうもの

を一つひとつということだと思えます。

最高税率は上げて、余り税収になりません。外国に逃げて行ってしまふ、それでよければ上げるというのも一つの考え方で、そういう考え方も当然あると思うんですが、なかなか厳しいのではないかと考えております。

○峰崎財務副大臣

翁先生、お願いします。

○翁日本総合研究所理事

ほとんど同じですが、やはり租特の見直しについては、どういう人が利益を受けているかということが明確になるということが大事だということ、神野先生の考えと同じでございます。

最高税率引き上げについても、私は最高税率引き上げするよりも、むしろ所得控除から税額控除へという形で見直していく方向の方がよりよいのではないかとこのように思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務大臣、どうぞ。

○原口総務大臣

今日はありがとうございました。私たちは、新たな税制改革の理念を3人の先生からいただきました。また、パラダイムのチェンジということで、今日いただいた御議論をしっかりと税制改革に生かしてまいりたいと思っております。本当に社会保障とセットで税を考える、とても大事だと思います。租税の負担を見てみると、日本の中で一番大きいのは年金です。ですから、年金の負担を回避しようと企業は正規社員をなかなか雇わない。つまり社会保障の問題、税の問題というのは、まさに雇用そのものである。社会の安定そのものであるという認識を持っておりますし、また、先ほど中里先生から経済活動への配慮という話もありましたけれども、単に税の問題を予算の管理と資金の出納という頭でしか考えなければ、かえって財政赤字は拡大してしまう。バランスシート経営の観点とか、あるいはキャッシュ・マネジメントの観点というのが新たに必要となっていくだろうと思っております。

私は大学で、フーリエ解析という多次元解析を学びましたが、これまでの税の議論というのは、恐らく二次関数とか三次関数を解くような議論が今までの政権ではなされてきて、かえって多くの不公正や格差を拡大してきたのではないかと考えております。今日は本当にすばらしいお話を3名の方々からいただきまして、ありがとうございました。感謝を申し上げて、お礼のあいさつにしたいと思います。本当にありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございました。最後に、先ほど富裕税という話で、最近ある大学の先生が私にメールをくれまして、最近ドイツで富裕なドイツ人のグループが、1997

年にドイツでは廃止された富裕税を復活させようじゃないかと。というのは、国の財政がこんなにひどい状況なんだから、我々、高額な所得を得ている人間や、高額な相続を得ている人間は富裕税を払おうと、こういう運動が始まったという話があって、最近、よく私はこうした話をしているんですが、先ほどの神野先生のお話など、新税は悪税になりますので、なかなか大変なんですけど、いろんな意味で今日は参考になったと思っております。

本当に今日は、お三方、ありがとうございました。心からお礼申し上げます。

(有識者関係者退室)

○峰崎財務副大臣 委員の皆さん、本日は大変御苦勞様でございました。各副大臣におかれましては、明日の締め切りに向けて、税制改正要望の整理ととりまとめに御尽力をいただいていると思っておりますけれども、11月の5日と6日の税調で、その成果をお聞きしたいと思っております。

次回11月5日の税制調査会は、国会日程を考慮する必要があり、流動的な面がありますが、現時点では午後5時30分から午後7時まで、本日と同じ場所で開催しようと考えております。

5日のヒアリングは、まず、前回の積み残しを行った上で、次の要領で行いたいと思っております。皆さんのところにありますか。これは5時50分ですかね。経済産業省から始まって、各省ヒアリングは載っていますね。6日のヒアリングについても国会日程の関係で流動的ですが、現時点では5時30分から午後7時まで、お手元にあります要領で省庁別に進めていきたいと思っております。時間が非常に限られておりますので、めり張りの付いた説明を心がけていただき、時間厳守をお願いさせていただきます。

なお、ヒアリングを受ける府省につきましては、ヒアリングの間、税制担当副大臣以外の副大臣、政務官の主席と若干名の随行者を認めることにいたします。これらについては、事前に出席者及び随行者の登録をしていただくことにしますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、前々回の会合で税調の意思決定や進め方についての御質問がありましたが、これについては、本格審議に入る前に企画委員会で相談した上で御報告したいと思っております。

本日の会議は、以上で終わります。ありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場で行います。会見に参加されない方は、速やかに退室を願います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。